

甲斐市立竜王東小学校

いじめ防止基本方針



- 1 いじめに関する基本的な考え方
- 2 いじめ対策の組織
- 3 いじめを未然に防止するための取り組み
- 4 早期発見の取り組み
- 5 いじめへの対処
- 6 重大事態への対処
- 7 その他の留意事項
- 8 竜王東小いじめ防止指導計画

平成26年3月制定
令和7年4月改定

1 いじめに関する基本的な考え方

本基本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条の規定および甲斐市いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめの防止のための総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

また国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が令和6年8月に改訂され、それに伴って「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」「甲斐市いじめ防止基本方針」が改訂されたことを受け、本校の基本方針を改定した。

(1)いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2)いじめに関する基本的認識

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

一方、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

こうした認識に基づき、本校では、いじめ防止に向けて、学校長のリーダーシップのもと、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校全体で迅速に組織的に対応するために、以下に挙げるいじめ防止のための基本姿勢を全職員が持ち、歩調を合わせて対応していく。

- ① いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ④ 学校・家庭・地域、関係機関と連携を図りながら、いじめ問題の解決に取り組む。

2 いじめ対策の組織

【児童理解・情報交換会】

いじめを早期発見するため、また、全職員で指導にあたることから、児童に関する情報を共有するために設置する。全職員参加の職員会議等の後に開催し、いろいろな立場から見た児童の様子を伝え児童の変化から早期発見につなげていく。

構成員 全教職員

【いじめ防止対策委員会】

いじめ防止対策に関して、取り組み方や内容が適切かどうかを判断したり、認知されたいじめの解決に向けて効果的な方策を検討したりするために設置する。そのために以下のような教職員をもって、いじめ解決に向けて方策を協議していく。

構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭
特別支援教育コーディネーター、当該学級担任
必要に応じて各関係機関(SC・SSC・主任児童員・市教委・児相 等)
※協議する内容に応じて、組織の構成員は柔軟に定める

協議内容 いじめの未然防止に関すること いじめの早期発見に関すること
いじめ事案に対する処理に関すること
教職員の校内研修や児童・家庭等に対する啓発に関すること

【緊急対応会議】

重大事態発生時に、いじめ行為の事実関係を調査し可能な限り網羅的に明確にすることを目的とした組織である。学校設置者の指導・助言のもと対応にあたる。

3 いじめを未然に防止するための取り組み

いじめを未然に防止するためには、様々な行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校で組織的・計画的に取り組まなければならない。また、一人一人を大切にした学習活動を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、達成感や成就感を味わわせ、自尊感情を育むように努めていくよう、心がけていく必要がある。

(1)学級経営の充実

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、一人一人の児童の居場所がある学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・日常的に、いじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念を持っていることを様々な場面において児童に示す。
- ・児童一人一人が自己実現を図れるように、児童が主役となれるような学級づくりに努める。

(2)授業の充実

- ・一人一人を大切に「わかる・できる授業」を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感や成就感を味わわせる。

(3)道徳・学級活動

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高めるとともに、未発達な考え方や道徳的判断力の未熟さからおこる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・いじめを見て見ぬふりをするとは、いじめを「是認する」「黙認する」と同じことであることを理解させる。
- ・児童それぞれの価値観があることを理解させ、他人を尊重することの必要性を理解させる。

(4)児童会活動

- ・縦割り班活動での異学年交流を充実させ、他者とよりよく関わる力を育てる。
- ・学校行事への主体的な運営参加や委員会活動への自主的な取り組みを推進するなど、児童の自発的な活動を支援する。
- ・児童会活動の中に、思いやりや感謝の気持ちが育てられる活動を組み入れる。

(5)保護者や地域への働きかけ

- ・授業参観や学年学級懇談会の開催、学校・学年・学級だより、ホームページ等の広報活動により、いじめ防止対策やいじめへの対応についての啓発を行う。

- ・PTA総会や各種会合において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換をする場を設ける。
- ・インターネット使用のルールやモラルについての啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

4 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながる。いじめは、大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすい。早期発見するために、日頃から教職員と児童との信頼関係構築に努めることはもとより、以下の方法で、児童たちの様子を把握し、いじめの早期発見につなげていく。

(1)日々の観察

すべての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないように努める。

- ・集団から離れて一人でいる児童への注目と声かけ
- ・持ち物等の観察(紛失や増加, いたずらや破損がないか)
- ・日常の子どもたちの会話への積極的な関わりによる仲間関係の掌握
- ・服装の汚れや乱れ, 怪我の有無のチェック(養護教諭との連携を図る)

(2)アンケート調査およびQ-U検査の実施, 活用

- ・「学校生活アンケート」にいじめに関する項目を入れて、記名式で学期ごとに年3回実施する。いじめが疑われる回答をした児童に対しては、担任が個人面談を実施し、詳細を聞き取る。
- ・Q-U検査による学級生活状況調査を年2回(6月・11月・3年生以上)実施し、児童のよりよい人間関係づくりに努める。

(3)個人ノート, 連絡帳の活用

- ・個人ノートや日記などから児童の交友関係や悩みを把握したり、連絡帳を活用して保護者との連絡を密に取り、児童の情報収集に努めたりする。

(4)個人面談, 教育相談の実施

- ・気になる児童と個人面談を実施して実情を聞き取り、情報収集にあたる。

(5)スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談を行い、児童が教職員や保護者には話せなかった情報を収集する。

5 いじめへの対処

いじめ問題を発見した際には、特定の教職員だけで抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、速やかに「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、組織的な対応を行う。対応にあたっては、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側

の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼をおかず、児童の社会性の向上等、人格の成長に主眼をおいた指導を行う。また、重大事態だと考えられる場合には、速やかに「緊急対応会議」を立ち上げ、保護者や関係諸機関、専門家と協力して対応にあたる。

(1)いじめを発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめを認知した教職員は、その時・その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に事情を聞き、正確な事実確認をする。
- ・該当児童の学級担任、学年主任、生徒指導主任に連絡し管理職に報告する。
- ・「いじめ防止対策委員会」に諮り指導体制及び指導方針を決定し、すべての教職員と共通理解を図る中、対応する教職員の役割分担を決めていく。
- ・認知されたいじめが、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連絡を取り、所轄警察署と相談する。
- ・そのいじめが「重大な事態」と判断された場合は、「緊急対応会議」を開催し協議すると同時に、学校の設置者の指示に従って必要な対応をとっていく。

(2)被害児童及びその保護者への対応

被害児童への対応

- ・いじめられた児童の安全を確保し、事実関係の聴取を行う。
- ・児童のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図り、学校が児童を守ることを伝え、問題が必ず解決できる希望が持てることを伝えて安心感を持たせる。
- ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高められるよう、自信を持たせる言葉をかけていく。
- ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーの保護に十分留意をして以後の対応を行う。

保護者への対応

- ・保護者に対しては、いじめを認知したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・継続して家庭と連携を取りながら解決に向けて取り組むことを伝え、家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談してもらえるように協力を依頼する。

(3)加害児童への指導及びその保護者への助言

加害児童への対応

- ・事実関係の聴取を行う。いじめた気持ちや状況等について詳しく聞きとる。
- ・指導に当たっては、いじめが他者の人格を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・加害児童の背景に目を向け、当該児童の健全な人格の発達を促すような指導を心がける。
- ・心理的な孤立感や疎外感を与えないようにする等、一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーの保護に十分留意をして以後の対応を行う。

保護者への対応

- ・保護者に対しては、児童の聴取を終えたのち迅速に連絡をし、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、協力を求める。
- ・「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示し、事態の重大さを認識させ、家庭での児童の変容を図るための今後の関わり方等、具体的な助言をしながら指導を依頼する。

(4)いじめが起きた集団への働きかけ

- ・当事者間の問題だけにするのではなく学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする意識を行き渡らせるようにする。
- ・児童がいじめを見つけたときに「はやし立てる」や「見ぬふり」は、いじめの肯定であること、「いじめを訴える」ことは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させていく。
- ・児童全員が集団の一員として互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進める。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得てから行う。

(5)ネットいじめへの対応

児童および保護者が、発信された情報の高度に流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会を行う。

○ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用してインターネットを介し、特定の子どもの悪口や誹謗中傷、仲間外し等のいじめを行うもの。

○未然防止のためには(懇談会等で、保護者に伝えていくこと)

- ・児童のパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行う必要があること。特にスマートフォンを持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口になっている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。

○早期発見・早期対応のためには

- ・書き込みの削除等、具体的な対応方法を児童・保護者に助言し、協力して取り組む。名誉毀損やプライバシーの侵害等にあたる場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求める等必要な措置を講ずる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある事案については、警察に通報し、適切に援助を求める。

○未然防止のためには(情報モラルに関する指導の中で、児童に伝えていくこと)

インターネットの特殊性による危険や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- ・発信した情報は、多くの人にすぐ広まる。
- ・匿名で書き込みをしても、書き込みを行った個人は必ず特定できる。
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではない。
- ・書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や別の犯罪につながる可能性がある。
- ・書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙される。
- ・チェーンメールは架空のものであり、転送しない。不幸になったり、危害を加えられたりすることはない。転送することが、内容によっては「ネット上のいじめ」の加害者になる。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できない。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合

学校は以下のことについて、甲斐市教育委員会を通じて市長に報告する。

- ア 被害児童の氏名・学年・性別
- イ 欠席期間・その他児童の状況
- ウ 児童・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容

(3) 重大事態についての調査

- ア 調査組織の設置(市教委の指導による)

調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識および経験を有する者であり、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- イ 調査の実施

主に在籍児童や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査を行う。聴取する内容は「いじめ行為がいつから、誰から、どのように行われたか」「いじめを生んだ背景・事情」「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」「教職員のこれまでの指導経過」など。市教委の指導により、調査組織の設置や調査の実施を行う。

(4)当該児童・保護者への情報の適切な提供

- ア いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について説明する。
- イ 他の児童のプライバシー保護に配慮する。

(5)調査の結果等の報告

調査結果等は市教育委員会に報告する。

《参考》 聴取結果等のとりまとめ・報告事項の例

- 1 当該児童 (学校名・学年・学級・性別)
(氏名)
- 2 欠席期間・当該児童の状況
- 3 調査の概要 (調査期間)
(調査組織)
(外部専門家が調査に参加した場合は、当該者の属性)
- 4 聴取内容 (当該児童・保護者)
(教職員)
(関係する児童・保護者)
- 5 今後の当該児童への支援方策

7 その他の留意事項

(1)組織的な指導体制

- ・いじめの対応は、学校長を中心に全教職員が共通理解のもと、協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全教職員で共通理解を図る必要がある。
- ・いじめ問題等に関する指導記録を保存し、児童の進級・進学に当たって適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ・必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門化等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題解決に資することが期待される。
- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

(2)校内研修の充実

- ・いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

(3)校務の効率化

- ・児童と向き合う時間を確保するために、校務を可能な限り簡素化したり分業化したりし、校務の効率化を図る。

(4)学校評価の活用

- ・いじめ問題への取り組みについての自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて公表する。

8 竜王東小いじめ防止指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	職員会議 基本方針確認 P T A総会 基本方針周知		緊急対応会議（重大事態発生時） 児童理解・情報交換会		校内研修	
未然防止		防犯教室	Q－U検査	たてわり活動		たてわり活動
早期発見			個別懇談 家庭との連携	学校生活 アンケート		
			日々の児童観察			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議			緊急対応会議（重大事態発生時） 児童理解・情報交換会			
未然防止	情報モラル教室	Q－U検査			たてわり活動	たてわり活動
早期発見		学校生活 アンケート 学校評価(保護者)	個別懇談 家庭との連携		学校生活 アンケート	
			日々の児童観察			